

# 神奈川県県土整備局建築工事監理業務検査出来高算出要領

## (目的)

第1条 この要領は、神奈川県県土整備局工事等検査要綱(以下「要綱」という。)第3条第2号の規定に係る出来形検査の「工事等の既成部分」の建築工事監理業務(以下「監理業務」という。)における範囲を示し、また出来高算出基準を定め、出来形検査の適正を期することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この要領は、要綱第3条第2号のうち、部分払いをするときに適用する。  
2 前項の規定にかかわらず、監理業務の中止、打切り又は契約解除の出来形検査についてはその都度定める。

## (定義)

第3条 この要領において用いる用語は、次の各号に定めるところによる。

### (1) 出来形

建築工事監理業務委託契約書の部分払いの各項に規定する出来形部分をいう。

### (2) 出来高

部分払いの対象となる出来形に相応する業務委託料相当額をいう。

### (3) 出来形率

部分払いの対象となる出来形の合計をいい、百分率で表す。

出来形率は次のいずれかによる。

#### ① 工事出来形率

#### ② 監理業務既成部分出来形確認の方法による出来形率

上記①は「神奈川県県土整備部建築工事検査出来高金額算出要領」、②は「建築工事監理業務既成部分出来形確認の標準」による。

## (出来高算出の基準)

第4条 出来高の算出は、出来形を確認し、業務委託料より取引に係る消費税及び地方消費税の額(以下、「消費税額」という。)を除いた価格(以下、「業務価格」という。)を用いて行うものとする。

## (出来高の算出)

第5条 出来高は、次式により算出する。

出来高＝出来形に相当する業務価格＋消費税額

出来形に相当する業務価格＝業務価格×出来形率

出来形に相当する業務価格は千円未満を切り捨てる。

消費税額は、出来形に相当する業務価格に相当する消費税額とする。

## (その他)

第6条 出来高の算出において、今回出来高が前回出来高を下回る場合は、前回出来高をもって今回出来高とする。

附則 1 この要領は、令和6年4月1日より適用する。